議員定数等検討会議調査結果報告書

平成３０年２月

岩 手 県 議 会

議 員 定 数 等 検 討 会 議

議員定数等検討会議は、平成29年２月定例会において設置されて以来、10回にわたり、次回の一般選挙に向けた議員の総定数、選挙区割り等について調査、検討を行ってきたところでありますが、今般、検討結果がまとまったことから、本報告に至ったものであります。

本検討会議では、総定数、選挙区の設定及び選挙区ごとの定数等について、活発な議論を交わしてまいりましたが、後述のとおり、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害からの復興途上にある現状に鑑み、いずれも現行のとおりとすることとしたところであります。

なお、次々回の一般選挙に向けた検討に当たっては、被災地の復興状況及びそれに伴う人口動態を考慮しながら県全体の振興が図られるよう配慮し、次回の議員改選後、早期に検討を始めることについて、併せて特記したところであります。

当検討会議を閉じるに当たり、終始、精力的に御審議、御協力をいただいた各議員に対しまして、敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

議員定数等検討会議　座長　伊　藤　勢　至

目　　次

１　総定数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　選挙区の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

３　選挙区ごとの定数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

（別表）　選挙区ごとの人口、定数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

４　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

【資料編】

資料１　議員定数等検討会議　検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・4

資料２　現行の岩手県議会議員選挙区図・・・・・・・・・・・・・・・・・5

資料３　市町村別人口、現選挙区別定数及び各選挙区の
議員一人当たりの人口とその較差・・・・・・・・・・・・・・・6

資料４　都道府県議会議員の定数及び選挙区に係る関連法令・・・・・・7

資料５　議員定数等検討会議の運営等に関する要綱・・・・・・・・・・・9

資料６　議員定数等検討会議　構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・10

１　総定数について（地方自治法第 90 条）

（結論）

現行の総定数（48 人）のとおりとする。

（理由）

東日本大震災津波及び平成 28 年台風第 10 号災害からの復興途上であり、被災地の意見を県政に届ける体制を維持する必要がある。

２　選挙区の設定について（公職選挙法第 15 条）

（結論）

現行の選挙区のとおりとする。

（理由）

・　東日本大震災津波及び平成 28 年台風第 10 号災害からの復興途上であり、被災地の意見を県政に届ける体制を維持する必要がある。

・　復興途上で人口動態が定まらない中、選挙区設定を変更することは、適当とは言いがたい。

３　選挙区ごとの定数について（公職選挙法第 15 条第８項）

（結論）

いずれの選挙区についても現行の定数のとおりとする。

・　平成 27 年国勢調査の結果による人口に比例した配分とした場合に１人減となる久慈選挙区の定数について、公職選挙法第 15 条第８項ただし書の規定を適用し、１人増とする。

・　上記と同様に、人口に比例した配分とした場合に１人増となる盛岡選挙区の定数について、同項ただし書の規定を適用し、１人減とする。

（理由）

・　東日本大震災津波及び平成 28 年台風第 10 号災害からの復興途上であり、被災地の意見を県政に届ける体制を維持する必要がある。

・　復興途上で人口動態が定まらない中、選挙区ごとの定数を変更することは、適当とは言いがたい。

別表　選挙区ごとの人口、定数等

現行選挙区	H27 国調結果による人口	配当基数（※1）	現行定数	人口比例定数（配当基数準拠）	調　整（※2）	検討後の定　数
盛岡	297,631	11.165	10	11	△ 1	10
宮古	88,604	3.324	3	3		3
大船渡	38,058	1.428	1	1		1
花巻	97,702	3.665	4	4		4
北上	99,391	3.728	4	4		4
久慈	39,791	1.493	2	1	＋ 1	2
遠野	28,062	1.053	1	1		1
一関	129,451	4.856	5	5		5
陸前高田	25,478	0.956	1	1		1
釜石	48,561	1.822	2	2		2
二戸	40,530	1.520	2	2		2
八幡平	46,391	1.740	2	2		2
奥州	135,317	5.076	5	5		5
滝沢	72,444	2.718	3	3		3
紫波	60,292	2.262	2	2		2
九戸	31,891	1.196	1	1		1
計	1,279,594	48.000	48	48	0	48

※１　「配当基数」は、選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」（1,279,594/48≒26,658）で割った数であること。

※２　公職選挙法第 15 条第８項ただし書を適用

４　その他

次々回の一般選挙に向けた検討に当たっては、次の事項を踏まえ、検討を進めてほしいとの意見があった。

・　東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害からの復旧・復興の状況及びそれに伴う人口動態の状況を考慮すること。
・　全国の事例も参考にしつつ、地域間の格差是正に努め、県全体の振興が図られるような視点に配慮した検討を行うこと。
・　一人区のあり方について、引き続き検討を行うこと。
・　検討期間及び県民への周知期間を十分に確保するため、次回の改選後、早期に検討を開始すること。

【資料１】　　議員定数等検討会議　検討経過

回	主な議題	会議の概要等
第１回 （H29.２.27）	1　正副座長の互選について 2　会議において検討すべき事項について 3　会議の運営方法について	○　座長に伊藤勢至議員、副座長に千葉伝議員を選出 ○　会議において検討すべき事項及び検討会議の運営方法等を確認 ○　県民からの意見聴取を考慮し、平成29年12月定例会を目途に協議結果をとりまとめることを確認
第２回 （H29.３.22）	1　議員定数等の見直しに係る検討事項について	○　想定される検討事項について意見交換
第３回 （H29.４.18）	1　総定数について	○　総定数について意見交換
第４回 （H29.６.13）	1　総定数について	○　総定数について意見交換 ○　改正公職選挙法による衆議院小選挙区選出議員の選挙区について確認
第５回 （H29.６.30）	1　総定数について	○　総定数について現行のとおりとすることを確認
第６回 （H29.８.２）	1　選挙区の設定について 2　選挙区ごとの定数配分について	○　選挙区の設定及び選挙区ごとの定数配分について、主に定数が一人となっている選挙区（一人区）について意見交換
第７回 （H29.９.６）	1　選挙区の設定について 2　選挙区ごとの定数配分について	○　一人区について現行のとおりとすることを確認 ○　盛岡選挙区と久慈選挙区における公職選挙法第15条第８項ただし書の適用について意見交換
第８回 （H29.10.４）	1　正副座長の互選について 2　会議において検討すべき事項及びこれまでの検討経過について	○　構成員の改選に伴い、座長に伊藤勢至議員、副座長に千葉伝議員を選出 ○　検討会議の検討経過及び今後の運営方法等を確認
第９回 （H29.10.23）	1　選挙区の設定について 2　選挙区ごとの定数配分について	○　盛岡選挙区と久慈選挙区の定数配分について、公職選挙法第15条第８項ただし書を適用することを確認
第10回 （H30.１.11）	1　議員定数等検討会議調査結果報告書のとりまとめについて 2　県民からの意見聴取について	○　調査結果報告書(案)について一部修正の上、了承され、文言の整理は座長に一任された ○　県民からの意見聴取は実施しないこととされた

【資料２】　　現行の岩手県議会議員選挙区図

※　（　）内の数字は、各選挙区における選挙すべき議員の数である。

【資料３】　　市町村別人口、現選挙区別定数及び各選挙区の議員一人当たりの人口とその較差

現行選挙区	市町村	H27国調 市町村人口	選挙区人口	現行定数	議員一人 当たりの人口	較差
盛岡	盛岡市	297,631	297,631	10	29,763	1.496
宮古	宮古市	56,676	88,604	3	29,535	1.484
	山田町	15,826				
	岩泉町	9,841				
	田野畑村	3,466				
	普代村	2,795				
大船渡	大船渡市	38,058	38,058	1	最大　38,058	1.913
花巻	花巻市	97,702	97,702	4	24,426	1.228
北上	北上市	93,511	99,391	4	24,848	1.249
	西和賀町	5,880				
久慈	久慈市	35,642	39,791	2	最小　19,896	1.000
	野田村	4,149				
遠野	遠野市	28,062	28,062	1	28,062	1.410
一関	一関市	121,583	129,451	5	25,890	1.301
	平泉町	7,868				
陸前高田	陸前高田市	19,758	25,478	1	25,478	1.281
	住田町	5,720				
釜石	釜石市	36,802	48,561	2	24,281	1.220
	大槌町	11,759				
二戸	二戸市	27,611	40,530	2	20,265	1.019
	一戸町	12,919				
八幡平	八幡平市	26,355	46,391	2	23,196	1.166
	葛巻町	6,344				
	岩手町	13,692				
奥州	奥州市	119,422	135,317	5	27,063	1.360
	金ケ崎町	15,895				
岩手	滝沢市	55,463	72,444	3	24,148	1.214
	雫石町	16,981				
紫波	紫波町	32,614	60,292	2	30,146	1.515
	矢巾町	27,678				
九戸	軽米町	9,333	31,891	1	31,891	1.603
	九戸村	5,865				
	洋野町	16,693				
計		1,279,594	1,279,594	48	26,658	−

※　「較差」の欄は、議員一人当たりの人口が最小である久慈選挙区を１とした場合の比率である。

【資料４】　都道府県議会議員の定数及び選挙区に係る関連法令

○　地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第90条　都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。
２　前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
３～７　（略）
第254条　この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

○　公職選挙法（昭和25年法律第100号）抜粋

第15条　都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
２　前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
３　一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
４　一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
５　一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
６　市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
７　第１項から第４項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
８　各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
９　指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
10　前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

○　県議会議員の定数等に関する条例（平成14年３月29日条例第37号）

（議員の定数）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第１項の規定により、県議会の議員の定数は、48人とする。

（選挙区及び各選挙区の定数）

第２条　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第１項から第４項まで及び第８項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	10人
宮古	宮古市 下閉伊郡	３人
大船渡	大船渡市	１人
花巻	花巻市	４人
北上	北上市 和賀郡	４人
久慈	久慈市 九戸郡野田村	２人
遠野	遠野市	１人
一関	一関市 西磐井郡	５人
陸前高田	陸前高田市 気仙郡	１人
釜石	釜石市 上閉伊郡	２人
二戸	二戸市 二戸郡	２人
八幡平	八幡平市 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町	２人
奥州	奥州市 胆沢郡	５人
滝沢	滝沢市 岩手郡雫石町	３人
紫波	紫波郡	２人
九戸	九戸郡軽米町 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町	１人

【資料５】　　議員定数等検討会議の運営等に関する要綱

平成 29 年２月 27 日議長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第１号）第 115 条第４項の規定に基づき、議員定数等検討会議（以下「検討会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　議員の定数に関すること。

(2)　選挙区の設定に関すること。

(3)　各選挙区において選挙すべき議員の数に関すること。

（座長及び副座長）

第３条　検討会議に座長及び副座長各１人を置く。

２　座長及び副座長は、検討会議において互選する。

（定数）

第４条　検討会議は、10 人をもって構成する。

２　交渉団体である会派は、別に定める比率により割り当てられた人数の構成員を選出するものとする。

（構成員の任期）

第５条　構成員は、所掌事項が協議又は調整されている間在任する。

（会議）

第６条　会議は、座長が主宰する。ただし、座長が主宰することができないときは、副座長がその職務を代理する。

（公開）

第７条　検討会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（構成員以外の議員）

第８条　検討会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の議員に出席を求めて意見を聞くことができる。構成員以外の議員から発言の申出があったときも、また、同様とする。

（執行部職員の出席）

第９条　検討会議は、必要があると認めるときは、選挙管理委員会事務局職員に出席を求めるものとする。

【資料６】　　議員定数等検討会議　構成員名簿

改　革　岩　手	自由民主クラブ	いわて県民クラブ	創成いわて
◎伊　藤　勢　至 小　野　　　共 佐々木　朋　和 柳　村　　　一	○千　葉　　　伝 樋　下　正　信 (　～H29.10.3) 佐々木　茂　光 福　井　せいじ (H29.10.4～　) 川　村　伸　浩 (H29.10.4～H29.10.22) 佐々木　宣　和 (H29.8.1～H29.10.3)	渡　辺　幸　貫 (　～H29.7.7) 飯　澤　　　匡	工　藤　大　輔 工　藤　　　誠 (H29.10.23～　)

◎：座長　　○：副座長